記

［第１～第10　略］

（記載上の注意）

［１．～７．　略］

８．中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

⑴　「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針」については、報告基準日における経営改善支援等取組先企業（個人事業者を含む。）の数の取引先の企業（個人事業者を含む。）の総数に占める割合その他の地域経済の活性化への貢献の状況を示す一つ以上の指標をその実績を評価するための指標として掲げ、これにつき（別表１）に準じて実績又は実績見込み及び経営強化計画の実施期間中における見込みを記載した上で、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための基本的な取組姿勢を記載すること。この場合において、地域により中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方針が異なるときは、そのそれぞれについて記載すること。

［⑵～⑹　略］

［９．～12.　略］

［（別表１）・（別表２）　略］

**別紙様式第３号**（第39条及び第40条関係）　［略］

**別紙様式第４号**（第56条第１項関係）　［略］

**別紙様式第５号**（第92条関係）　［略］

**別紙様式第６号**（第92条関係）　［略］

**別紙様式第６号の２**（第104条関係）

（日本産業規格Ａ４）

実　施　計　画

年　　月　　日提出

（申請者）本店又は主たる
事務所の所在地
商号又は名称
代表者　　役職・氏名

金融機能の強化のための特別措置に関する法律第34条の10第１項の規定に基づき、実施計画を次のとおり提出します。

記

［第１～第４　略］

第５　中小規模の事業者に対する金融の円滑化その他の計画実施地域における経済の活性化に資する方策

（記載上の注意）

［略］

１　中小規模の事業者に対する金融の円滑化その他の計画実施地域における経済の活性化に資するための方針

記

［第１～第10　同左］

（記載上の注意）

［１．～７．　同左］

８．中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

⑴　「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針」については、報告基準日における経営改善支援等取組先企業（個人事業者を含む。）の数の取引先の企業（個人事業者を含む。）の総数に占める割合を含む地域経済の活性化への貢献の状況を示す一つ以上の指標をその実績を評価するための指標として掲げ、これにつき（別表１）に準じて実績又は実績見込み及び経営強化計画の実施期間中における見込みを記載した上で、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための基本的な取組姿勢を記載すること。この場合において、地域により中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方針が異なるときは、そのそれぞれについて記載すること。

［⑵～⑹　同左］

［９．～12.　同左］

［（別表１）・（別表２）　同左］

**様式第三**（第39条及び第40条関係）　［同左］

**様式第四**（第56条第１項関係）　［同左］

**様式第五**（第92条関係）　［同左］

**様式第六**（第92条関係）　［同左］

**様式第六の二**（第104条関係）

（日本産業規格Ａ４）

実　施　計　画

年　　月　　日提出

（申請者）本店又は主たる
事務所の所在地
商号又は名称
代表者　　役職・氏名

金融機能の強化のための特別措置に関する法律第34条の10第１項の規定に基づき、実施計画を次のとおり提出します。

記

［第１～第４　同左］

第５　中小規模の事業者に対する金融の円滑化その他の計画実施地域における経済の活性化に資する方策

（記載上の注意）

［同左］

１　中小規模の事業者に対する金融の円滑化その他の計画実施地域における経済の活性化に資するための方針